

令和2年8月閉会中審査 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の概要

日時 令和2年8月25日(火) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 3時58分

場所 第4委員会室

出席委員 小島信昭委員長
本木茂副委員長
千葉達也委員、横川雅也委員、岡田静佳委員、立石泰広委員、荒木裕介委員、
中屋敷慎一委員、木下高志委員、細田善則委員、金野桃子委員、平松大佑委員、
並木正年委員、辻浩司委員、水村篤弘委員、深谷顕史委員、萩原一寿委員、
秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
堀光敦史企画財政部長、廣川達郎政策・財務局長、
加藤繁行政改革・ICT局長、石井貴司地域経営局長、
仲山良二企画総務課長、梅本祐子財政課長、塚田務改革推進課長、
都丸久地域政策課長

[総務部]
北島通次総務部長、澁澤陽平人財政策局長、表久仁和参事兼人事課長、
若林裕樹参事兼税務課長、谷戸典子職員健康支援課長、鶴見恒管財課長

[県民生活部]
山野均県民生活部長、市川善一県民生活部副部長、
宍戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、
堀光美知子共助社会づくり課長、渡邊淳一人権推進課長、
小川美季男女共同参画課長、関口修宏消費生活課長

[危機管理防災部]
森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、
山口芳正危機管理課危機対策幹

[保健医療部]
縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長

[直轄]
真砂和敏報道長、尾崎彰哉副報道長

会議に付した事件

分野別審査（組織、財政、情報発信等）

横川委員

財源調整のための基金について、過去の企画財政部長答弁で700億円程度必要とあったが、3基金合わせて70億円程度の残高となっており、財源の在り方がコロナ対策を大きく左右したと思われる。財政調整基金の在り方、確保策をどのように考えているか。

財政課長

令和3年度に向けて歳入歳出に影響が出てくると考える。歳入面では主に県税、歳出面では感染症が長期化した場合の経費が考えられる。歳入確保策としては、国庫補助金の活用や地方財政措置のある県債の活用が必要になってくる。歳出においても、事業の見直しや縮小を行うこと、新型コロナウイルス感染症の影響でオリンピック・パラリンピックの延期により事業が執行できないものなどの精査等を通じて財源を確保していく。その中で、来年度の予算編成に向けて必要な財源を確保できるものと考えている。併せて、これまで以上に事業の選択と集中を図り、必要な事業が実施できるよう財源を確保していきたい。

横川委員

財源確保は大変だと思うが、災害や経済の悪化への対応のため財政調整基金は必要であり、その確保のための事業の選択と集中は、具体的にどのように行うのか。

財政課長

まず、現時点においてコロナの影響により、オリンピック・パラリンピックに関連する事業をはじめとして、やむを得ず実施できなくなった事業について執行の見直しを行い、9月定例会以降に整理させてもらいたい。さらに、県単独で実施している事業についても、必要性や効果などを抜本的に見直していくことで、必要な財源を捻出していかなければならないと考えている。必要性や効果を検証する中で、今まで行ってきた事業を縮減するとすると、苦渋の決断を伴うこともあり、バランスをとりながら進める必要があると考えている。これらの視点を踏まえ、今後具体的な検討をしていきたい。

横川委員

同じように経済への影響があったリーマンショック時の教訓が生かされているのか。

財政課長

リーマンショック時には、減収補填債で対応したり、地域整備事業会計から借り入れたりすることで対応した。その中で真に必要な事業を行ってきた結果、県経済は回復してきたものと考えている。過去の対策を参考にしながら今回についても必要な財源を確保できたと考えている。

立石委員

財政調整基金について、必要額が700億円という話があったが、全国の状況を調べたところ、東京都は突出していて、平成30年度末で8,420億円を超えている。人口割で見ると、6万1,300円となる。埼玉県は平成30年度末残高が122億円であるので、県民一人当たり1,700円と少ない。また、人口500万人以上の8都道府県の中

で埼玉県は、最下位である。東京都を除く全国の都道府県の財政調整基金残高について、人口一人当たりに戻すと約1万円となっている。埼玉県の場合はおおむね700億円ということになる。令和2年度末残高が46億円とのことだが、いつ700億円にたどり着くという目標を持っているのか。

財政課長

過去の答弁において700億円と申し上げたのは、財政調整基金に県債管理基金及び大規模事業推進基金を加えた財源調整のための3基金の合計である。3基金の残高は令和元年度末が600億円、令和2年度末の現時点の見込みで166億円である。いつまでにと目標は明確にはないが、一気に残高を復元するような妙薬もないため、繰り返しのなるが、着実に歳入の確保と事業の見直しを行い、基金残高の確保に努めていきたい。

立石委員

災害時の自宅療養者の避難について、県で策定した避難所の運営に関する指針では、ホテル等の宿泊療養施設に避難することとされ、そのほかの避難者とは区分けすることとされている。この際、自宅療養者については保健所が移送するということが真夜中など対応可能なのか、具体的にどの時点で、誰が自宅療養者に連絡することになるのか。

災害対策課長

自宅療養者には事前に管轄する保健所から、避難が必要な場合には保健所に連絡するよう周知し、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難することとしている。まずは一般の避難所に行かないよう周知するが、避難所に行ってしまうことも想定し、避難所における個別対応も想定はしている。なお、台風など発災までのリードタイムがある場合は事前に新型コロナウイルス感染症県調整本部で移送先のホテル等の調整を実施する。

立石委員

自宅療養者について、感染拡大しないように移送できる計画はあるのか。また、そのための人員、車を待機させるなどの計画ができているのか。

保健医療政策課長

保健所から連絡を取って避難所等へ移送することになるが、具体的な移送計画として定めているものはない。

木下委員

- 1 さきの予算特別委員会では、歳入見込みについて最悪の状況を想定し、極めて慎重に見込んでいたとの答弁があった。実態は慎重な見込みどおりには推移していかないと思うが、考え方を伺いたい。
- 2 新型コロナ感染症対策も踏まえ、自民党県議団として令和2年度当初予算に附帯決議を行い事業見直しを図った結果、約2億円の削減ができた。ここにきて執行部においても事業見直しを実施しているのであれば、どのくらいの事業本数でどの程度の金額を事業見直しで確保できるのか。
- 3 今回、対策本部の体制では、広聴広報課が情報発信を担っているが、報道長は加わっていない。報道長の事務分掌は、「報道機関との連絡及び調整に関すること」とあり、知事からの情報発信も報道長の仕事である。コロナ対策にも連携が必要だと考える。また、

知事は公式にも個人としてもSNSを活用しているが、情報発信というジャンルで見ると、それぞれが関連しあってコロナ対策に対する情報発信を担っている。以上を踏まえ象徴的な出来事が先日発生したので事例を交えて質問する。

過日、埼玉県とさいたま市が、さいたま市立病院旧病棟の活用の件で会談した内容をめぐり、一部報道では「さいたま市立病院旧病棟を市と県で活用することで合意した」と報道され、ネット上でも拡散された。報道機関との連絡調整を行っている報道長は、ここで表現されている「合意」が物事を正確に表していると認識しているのか。新たな病床確保は、社会的にも期待度も高く、我が会派も新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立して確保することを目指すために、大変有効な方策だと考えている。今のコロナ対策に大きな影響を与える「合意」との報道に対して、さいたま市は市長コメントやSNSでの発信により状況を説明しようとしているが、埼玉県からはその姿勢が見られない。このような場合、対策の要になるのが報道長の事務分掌である「報道機関との連絡及び調整に関すること」ではないのか。県民は、県のホームページの情報、マスコミからの情報、SNSからの情報など、様々な仕組みでコロナのことを知り得るが、近年顕著なのがインターネットからの情報入手であり、そこへの対応が課題と思うがどうか。

- 4 今後様々なメディアに対してシームレスな連携や対策が必要と考えるが、どのように進めていくのか、広聴広報課長と報道長に伺う。

財政課長

- 1 歳出については、年度途中での事情変更等も考えられるが、当然のことながら執行段階において予算に計上した以上の金額を支出できない。歳入については、今回のコロナのような予見しがたい事象を踏まえながら、当初予算で計上した歳出事業を既定の歳入予算の範囲内で確実に実施する必要がある。そのためには、歳入は固く見積もり、歳出は必要な範囲内で余裕を持って見積もることが必要であると考えている。
- 2 オリンピック・パラリンピック関連事業などコロナの影響でやむを得ず実施できなかった事業の見直しを行っている。現時点では精査中のため、金額を答えることはできないが、例えばオリンピック・パラリンピック関連経費については、当初予算で約18億円を計上しており、その程度の規模感で見直しを進めている。

報道長

- 3 さいたま市立病院旧病棟を活用することについて、県と市が合意したとする報道については、正確ではないと考えている。知事は、「市若しくは市立病院が主体となって運営をされるようなことがあれば、これを支援したい」旨の発言をしたと認識している。報道内容は、意見交換後の知事とさいたま市長の記者会見での発言であると聞いているが、報道が正確ではないことを知事に伝え、その日の18時30分に予定されていた「第13回県新型感染症専門家会議」後の臨時知事会見に備え、コメントを用意した。臨時会見において記者からの質問に対し知事は、「一切何ら合意はない」と明確に否定した。報道長としてマスコミ各社には、様々な場面で取材をいただき感謝している。しかし今回のように、発表内容と正確ではない事実については、報道を受け取る県民に対して影響が大きいと思う。このような場合は、時間を置かず事実の確認を記者に行うことを心掛けている。今回の件は、さいたま市側での会見であり、私は同席していないが、このようなことは知事の記者会見でも起こると想定されるので、記者の方々にきちんと県政情報が伝わるよう、各部局と連携して、丁寧に説明するなど、適切な意思疎通が図れる

よう努力していく。

- 4 メディアに対してシームレスな連携や対策をとということであるが、ツイッターを見ると、特に若者層に時代のニーズも反映して浸透していると認識している。SNSから情報を入手することについては、特に報道機関が配信したニュースの下に利用者からの意見が書き込まれている。県民の意見、考えを参考にできる一つの手段であると考えている。報道長として知事考えを把握する立場にもあるので、広聴広報課とより情報共有を密にすることで、県の情報発信部門と報道部門との切れ目のない意思疎通を図っていく。

広聴広報課長

- 4 広聴広報課では、大きく二つに分けて広報活動を実施している。一つは、自主広報事業である。広聴広報課で持つ各種媒体として、印刷媒体である「彩の国だより」、電波媒体では、テレビ、ラジオを通じた県政広報番組、電子媒体では、県のホームページ、スマートフォンアプリ「まいたま」、ツイッター、フェイスブックなど県庁公式SNSなどがあり、これらの媒体を通じて自主的な広報を行っているのが1点である。もう一つがパブリシティである。各部局各課がそれぞれ記者発表を行い、効率的に報道機関に対して、報道していただくよう働き掛けを行っている。特に新型コロナ対策においては、報道長、広聴広報課及び関連する各課が連携しながら、いかに情報を伝えていくかを常に調整しながら行ってきたところである。

木下委員

- 1 当初予算において歳入を固く見込んだとのことだが、本当に見込みどおりになっているのか。
- 2 オリンピック・パラリンピック関連経費のような、やむを得ず実施できなかったものではなく、その他の事業についての事業見直しは行っているのか。また、コロナに関しては、県の持ち出しが60億円以上発生すると思うが、事業を見直すという姿勢と意識の共有・醸成が必要ではないか。
- 3 さいたま市長が、昨日SNSで「現在の県の病床確保計画では、旧病棟の活用は含まれていない」と県のことまで書いている。こういうことは市が発信すべきことではない。例えば記者会見をしたからといって、そのまま記事になるわけではない。自ら発信する姿勢が大切ではないのか。報道長は先ほど「記者に確認する」という答弁をしたが、確認して終わってしまうのか。訂正とかに進展していかないのか。報道長の事務分掌である「報道機関との連絡及び調整に関すること」に入ると思うがどうか。

財政課長

- 1 歳入を固く見積もるために、一般的には経済指標、統計資料を用いるが、より厳しい指標・予測なども採用している。また、単純な近年の伸び率・平均値だけではなく、過去の最低値や個別に見積もった主要法人の業績動向なども踏まえている。
- 2 事業の見直しについては、新型コロナ感染症の影響でやむを得ず実施できなくなったイベントなどについて整理をしているところである。今後、財源の確保・基金残高の復元のためにはこれだけでは不十分であると認識しており、県単独で実施している事業の必要性や効果などを検証し、バランスをとって見直しを進めていくことが今後の検討課題だと考えている。

参事兼税務課長

- 1 歳入のうち県税については、7月31日現在、令和2年度の現年課税分の調定額ベースで前年同月比98.9%、マイナス1.1%となっており、昨年度を若干下回っている状況である。

報道長

- 3 市長がコメントを出したことは、一つの方法と思う。県では、その日に知事会見を予定していたことから、恐らく何らかの質問が記者からあるだろうということで、知事コメントの準備をした。その場で知事から明確に否定をしたことから、その場の記者には、真意は伝わったと思うが、県民に伝わったかと言われれば、これは今後の課題であると思っている。また、どのように情報を発信すればよいかということについて整理をしていくことも課題であると認識している。今回のこととは別に、一般的な話として、記者発表した内容と事実が異なることはある。数字など明らかに違うものは訂正を求め、過去も求めてきた。しかし、県の主旨と記者側の捉え方が違う、いわゆる見解の相違はあろうかと思う。その際に、こちら側の意見をきちんと申し述べることは、適正な連絡調整であると思う。

木下委員

特別委員会の資料に情報発信等の課題として、正確で迅速な情報発信ということが、資料の1番初め、1丁目1番地に書いてある。本部に入っている広報広聴課では、こういう課題に対して問題意識を持たなかったのか。

広聴広報課長

発信する仕掛けについては、いろいろな媒体を通じて行っている。ただこの内容については、先ほど申し上げたとおり、その時点で何をすべきかを、報道部門、それから関係部局、各課と調整している。県民の方に何を一番伝えなくてはいけなかったのかという点については、まだまだ足りないところがあったと思っている。今後、報道長とも連携しながら考えていきたい。

秋山委員

- 1 宿泊療養受入業務については他部局からの応援が多い。業務上の支障は生じていないのか。
- 2 災害対応ではマンパワーが必要になるが、県の職員の絶対数が足りないのではないのか。
- 3 感染症対策課を新たに作ったのは重要だと思っている。感染症対策課の会計年度任用職員は新たに雇ったのか。あるいはどこかの部署から異動させたのか。
また、コロナ陽性者の個人情報市に提供されていないと聞いている。しかし、災害時に向けて自宅療養となっている方や入院調整中の患者などについては、市が把握しておく必要があるのではないのか。もし提供しないというならば、こうした方たちの災害時の安全確保は、県の責任で行われるということか。その場合、県のどこの部署が責任を負うのか。どのような仕組みで避難させるのか。
- 4 資料2に今後の対策に活用できる財源が示されているが、それらの使い道の考え方は何か。また、今はどのような施策が重要だと考えているのか。
- 5 県民から寄せられるコロナ関連の問合せには特徴的な質問があると思うが、県のホームページに、例えば、よく寄せられる質問、Q&Aのコーナーなど、民間の中でよく設

けているような分かりやすいコーナーがあると、より一層県民の方がアクセスしやすいと思うが、そのようなコーナーを設けるという検討はしているのか。

- 6 衛生マスク販売事業者に対する行政指導の基となる情報提供は、どのような方からあったのか。指導に至らなかったものも含めて何件あったのか。

参事兼人事課長

- 1 ホテルへの応援の人員の調整は人事課で実施している。支障が全く生じていないとは言えないが、県政に影響が出ないように、各部と十分話し合いながら体制を組んでいる。

改革推進課長

- 2 平時には現在の定数で、今回のような非常時には庁内の力を集めて対応することが基本である。行政改革をしっかりと進めながら、県民の生命、財産に重大な影響を及ぼすような事案には増員するなど、めりはりを付けた対応をしていきたい。

感染症対策課長

- 3 会計年度任用職員については、国の2次補正予算で認められた補助金の審査業務のため、新たに37人を雇用した。災害時の市町村への個人情報提供については、陽性患者や濃厚接触者について避難所で確実に専用スペースを確保いただいて受け入れたりする場合、市町村と保健所で合意を得た上であれば可能である。ホテルへの避難が必要な場合は、県調整本部を通じて移送先のホテルを決定した上で、保健所が移送することとなる。

財政課長

- 4 地方創生臨時交付金であれば、国から示されている感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復といった大きなくりの中で相当する事業に活用していく。コロナ基金については、感染症のまん延防止、医療提供体制の整備、県経済の回復などに要する経費に充当するなど、ある程度定められた用途の中で財源を活用していく。感染症の事態長期化、感染症の再拡大に備えて、引き続き医療提供体制を整備すること、また、感染予防と経済活動の両立を図るための施策に取り組んでいくことが重要と考える。

広聴広報課長

- 5 現在、ホームページでは、各ページ、例えば、コロナ感染症に関する情報を設けた厚生労働省のQ&A、埼玉県LINEコロナお知らせシステム、彩の国「新しい生活様式」安心宣言、埼玉県中小企業個人事業主等の家賃支援金について、Q&Aのコーナーを設けてお知らせしている。さらに、これに加えて、7月28日から県民向け、いわゆるチャットボット「埼玉コンシェルジュ」が運用を開始した。このAIチャットについては、まだいろいろな情報を蓄積していく必要があるが、これからの推移を見極めていきたいと思う。その上で、横断的なQ&Aコーナーの設置については、状況を見ながら検討していきたい。

消費生活課長

- 6 情報提供件数は25件である。内訳は県民の方から23件、市町村からは2件であった。

秋山委員

- 1 現時点の定数ではいろいろな危機に対応できないのではないかという認識について、再度伺いたい。
- 2 市町村と合意を得た上で把握できることは分かった。災害時のホテルへの避難については保健所が行うということか。どこまで責任を持つのか。

改革推進課長

- 1 平時には業務に見合った定数を配置している。一方、今回のコロナ対応、台風災害のような緊急時にも対応できるよう、必要な定数をしっかり確保していきたい。

感染症対策課長

- 2 軽症者・無症状者については、原則、ホテルに入所させている。例えば、災害時の緊急な場合に避難所からホテルに入所させる場合は、市町村と連携を取って対応していきたい。

岡田委員

- 1 応援する職員の人選はどのように行っているのか。希望を取ったりしているのか。
- 2 専門性の高い業務への応援は行っているのか。質疑応答マニュアルの整備等は行われているのか。
- 3 最小最強の県庁として職員を減らしたことには、弊害があったと見ている。1週間以上職場を空けてしまうと、本来業務に差し障りがある。第1波の際は、世の中の経済活動が緊急事態宣言で止まっていたので対応できたが、今は経済が動き出し、各部の本来の業務が戻ってきていると思うので、人を増やすべきではないか。若しくは、民間委託により、コールセンターは専門家に任せるといったことなどが必要だと思うが、民間委託の活用についてはどうか。
- 4 ホテル応援については、担当する部局が変わったところがあると聞いている。また、職員が1週間で全員代わってしまう、とも聞いた。地元との関係や安定した運営、業務の引継ぎ上、支障があるのではないか。
- 5 ホテルでの受入れに従事する職員の健康管理はメンタル面を含めて適切になされているのか。業務終了後、PCR検査を実施することにより、安心して従事できると考えるがいかがか。
- 6 個人情報の取扱いについて、各市町村への感染者の情報提供は、ホームページにも記載されている、年代、性別、国籍、職業、居住市町村を提供しているとのことであり、小中学校や保育園の利用者に陽性が確認された場合は、施設や学校名のみを伝えているとのことであるが、市町村に個人情報を提供できないのか。埼玉県個人情報保護条例第11条第2項第3号では、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度としているとのことであるが、有事や差別の対応、救急車の搬送、感染拡大防止の点などから、市町村民の安心、安全を守る責務があり、守秘義務を負う市町村が個人情報を把握することは必要な限度に当たると思うがどうか。同条例の第11条の2第2項には、本人の同意があるときは、その利用及び提供の制限がかからないとのことだが、市町村に情報提供することの確認は取っているか。

参事兼人事課長

- 1 業務内容を明示して応援を依頼し、各部とよく相談の上、人選を行っている。当初はホテル運営業務に対する職員の不安感が強かったため、アンケートを取り、人選の参考にした。最終的には各部を通じ職員には納得の上、応援に行ってもらっている。
- 2 専門性の高い業務は担当しないのが原則である。初めて行った職員が対応できるようマニュアル等の整備に努めている。特に当初は業務が急拡大したこともあり、マニュアル整備が追い付いていない場面もあったかと思うが、経験を踏まえながらマニュアル整備を進めて対応している。
- 4 御指摘のとおり、引継ぎの問題があるので、各部局にホテルの運営をお願いしている。確かに第1波と第2波で担当する部局が変わったホテルがあった。県の本来業務に支障が生じないよう調整した結果であり、御理解いただきたい。また、引継ぎについては1日以上引継ぎの時間が取れるよう、日にちを被らせて職員を配置するなどにより、引継ぎを徹底している。
- 5 ホテルには総括担当の役付職員を通常より長期で配置し、健康管理を含めた人事管理を行っている。体調などに不安があれば相談できる体制を取っている。PCR検査については、しっかりとした防護をしており感染リスクは低いと考えられること、国の考え方もPCR検査は必要ないとされていることから、その方針が変わらない限り、実施しないこととしたい。

改革推進課長

- 3 行政の効率化などで定数の見直しをする一方、災害対応、児童虐待への対応など必要な行政需要には適切に対応してきている。民間でできるものについては、部局ともよく相談しながら民間委託も含めて対応するとともに、県民の生命、財産に重大な影響を及ぼす事案には必要に応じ増員をする、めりはりをつけた定数管理をしていきたい。

保健医療政策課長

- 3 相談等については、県民サポートセンターが民間に業務を委託している。ナビダイヤルで待たされたということについては、4月当初、非常に相談が多かった時期は応答率も低く、苦情につながったものと考えているが、5月以降は臨時会で予算を承認いただき回線を増やしており、応答率は改善してきている。委託している部分には、どのように対応するかのマニュアルも作り、企業でも対応する職員への研修を行っている。また、7月29日からは県看護協会に、帰国者・接触者相談センターの業務も委託している。こちらも、応答のQ&Aの作成や、業務を始めるに当たって職員が研修を行うなど、相談対応がスムーズにできるようにしている。そのほか、専門性のある部分では派遣看護師の活用や、患者搬送での運転委託、検体搬送にも民間委託を入れており、可能な限り民間でできるものは民間で、ということで進めている。
- 6 市町村への情報提供については、5月に保健医療部長名で通知を出しており、市町村が法令で定めるような業務を行う場合には、個人情報を含めて必要な限度で情報を提供できることを伝えている。避難所の関係など、市町村から、陽性者に対してどのような業務を行うのかを提示してもらえれば、氏名や住所等も含めて個人情報を提供できると通知している。

岡田委員

- 1 組織は、職員が資本であるから、しっかりと職員の話聞いて、県庁がしっかりまわ

っていくようにしてほしい。(要望)

- 2 個人情報について、避難所などの場合には提供することであるが、ふだんから市町村に提供できないのか。例えば、奈良の天理大学のように、学校クラスターによる学生差別が社会問題となっている。県立学校の場合は県が対応すると思うが、例えば埼玉県の私立の高校や大学でクラスターが発生した場合には、県が差別対応や記者会見をするのか、それとも地元の市町村が対応するのか。

自宅療養者の夜間搬送に関して、前回の委員会で、蓮田の消防が、夜間に対応できないと保健所に断られたことが問題となったが、台風とか実際に有事の際に対応できるのか疑問である。最初から市町村が、この地域に自宅療養者がいると分かれば、搬送体制が取れる。所沢市で言えば消防分署が五つあるが、例えば、西分署は自宅療養者が5人、北は0と分かれば、北の方はそれなりの備えで、西の方は防護服をいつでも着られるようにするなど、市町村、特に消防が情報を持っているのは大きいと思う。また、感染拡大が、何々町とか、何々地域で急激に増えているなどの情報があれば、地元の小学校、中学校、公民館が対応できたりすると思う。個人情報の取扱いにはきちっと義務を負ってもらわないといけないが、希望がある市町村については、特に自宅療養に関しては個人情報を出せないか再度伺う。

保健医療政策課長

- 2 先ほども申し上げたとおり、個人情報の提供については、市町村で個人情報を得てどのような業務をするのか具体的に相談をいただければ、それに応じて情報を提供するという通知を出しているの、個別に相談をいただきたい。自宅療養者の避難を心配して対策を立てるといふことであれば、必要な情報は出せると考える。また、学校等のクラスターの発生については、県で陽性者の情報を把握しているので、基本は県で記者発表を行うものと考えている。保健所設置市については、市で発表を行う。また、特別な対策等については、学校単位で発表する場合もあると思う。

岡田委員

例えば、消防本部が申し入れれば、随時、個人情報を出すということによいか。また、5月に通知を出して、市町村から随時情報が欲しいといった要望はあったのか。

保健医療政策課長

救急搬送の関係で個人情報が必要ということで、市町村を通じて話ができれば、提供できることはあると考える。また、要望については、実際に提供したかどうかは今、手元に資料がないが、水害等による避難所との関係で相談を受けたことはあったと認識している。

委員長

先ほどの岡田委員の質問で確認したい件があるということなので、岡田委員から発言願う。

岡田委員

民間委託の件で確認したい。ホテルの民間委託をしているという答弁があったが、分かりづらかったので、もう一度説明をお願いします。

感染症対策課長

御指摘いただいた職員の負担軽減や専門的な事例を入れていくということで、現在検討しているところである。

岡田委員

検討しているということだが、民間の方に危険な作業はさせられないと考えるがいかがか。

感染症対策課長

他県でも委託している例がある。そういった例や、危険区域での活動も含めて検討していきたい。

萩原委員

- 1 地方創生臨時交付金について、これまでどのような事業に活用し、どのような考えにより予算を配分してきたのか。また、交付金の残高228億円について、どのタイミングでどのように活用されるのか、方向性について伺う。
- 2 新型コロナウイルスの影響により、今年度当初予算の公共工事の執行状況はどのようになっているか。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛により、在宅時間が増える中で、昨今の厳しい暑さによる熱中症の緊急搬送が急増している。国の調査によると今月10日から16日で高齢者の割合が6割といわれ、室内であっても熱中症にかかる人が見受けられ、国はエアコンの使用を呼び掛けている。一方、70歳以上の一人暮らしでエアコン未設置世帯は2割いるとのことである。高齢者を守るために、東京都小金井市や群馬県大泉町ではエアコン購入費補助を実施している。新型コロナウイルスとの闘いが長期化すると言われている中で、熱中症は一例であるが、本県としても新型コロナウイルス対策としてこのような施策を実施する自治体を補助金等で支援することも考えるべきではないか。
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見について、これまで県はどのような認識で対応してきたのか。また、県民からの相談窓口はあるのか。

財政課長

- 1 地方創生臨時交付金は大きく四つの事業であれば用途の制限なく使用できることになっている。具体的には、一つ目は感染拡大の防止、二つ目は雇用の維持と事業継続、三つ目は経済活動の回復、四つ目は強靱な経済構造の構築で、この四つに関連する事業であれば、活用できることになっている。国から示されている指針の下で、補正予算第6号では、地方単独事業分として約179億円を充当したところである。主なものとして、バス路線の運航費用に対する助成、県内中小企業者に対する家賃支援、感染拡大防止を図るために避難所において必要な物資を備蓄するなどの事業に充当した。これらは、必要な事業かつ緊急包括支援交付金などほかの国庫補助金の補助対象外であるもので、地方単独で実施すべきと考えられる事業について、地方創生臨時交付金を活用したものである。
- 2 新型コロナウイルス感染症が、公共工事に与えている影響について、主に県土整備部が関連しているため聞き取りをしたところ、一時中止した工事が1件あったが、中止期間も1週間程度で、工期を延期することなく完了しているとのことである。そのため大きな影響は出ていないと認識している。

- 3 一般論ではあるが、例えば緊急包括支援交付金では、県が実施する事業と、市町村が実施することができる事業が示されている。市町村の要望を聞き取り、必要なものについては県から市町村に対して緊急包括支援交付金を交付し、市町村が必要な事業を実施できるようにしており、既に補正予算で措置している部分もある。今後についても必要に応じて適切に措置していきたい。

人権推進課長

- 4 新型コロナウイルスに関する偏見や差別は絶対にあってはならないと認識している。新型コロナウイルス感染症を含む人権問題に関する相談は法務局で対応している。さいたま地方法務局に現在の状況を確認したところでは、今回の新型コロナウイルスに関しては統計的な意味では整理されていないということだった。新聞報道では全国で1,000件以上の相談があるという状況である。
これまでの対応としては、4月以降、県のホームページ、彩の国だより、ラジオなどを活用して人権への配慮及び相談窓口を周知した。また市町村にも、人権への配慮について、住民への周知、県の啓発講師を活用した研修を行うよう依頼した。10月の「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」では、新型コロナウイルスに関する差別をテーマに集中的な啓発を行うこととしている。

萩原委員

- 1 国の指針に基づき、地方創生臨時交付金を活用してきたとのことだが、今後、コロナが長期化する中で、経済政策、雇用の維持といったところに力点をおくべきと考えているが、見解を伺う。
- 2 来年度の公共事業の予算について、コロナの影響でこれまでの規模の予算措置をされないのではないかと地元からも不安な声が上がっている。また、リーマンショック時の経験を踏まえると、景気回復には時間がかかると考えたときに、公共工事は景気対策としての波及効果が大きい。しっかり公共工事の予算を措置することについて、どのように考えているのか。
- 3 人権に関わる相談業務は国がやればよいのか。地域の課題として全庁的に考えてほしい。負のスパイラルという話もある。大阪府では平成24年に人権相談窓口が設置されているが、6月には差別的行為防止に関する様々な取組を行ったほか、知事が動画でメッセージを発するなど取組が充実している。国がやればよいというわけではないと考えるがいかがか。

財政課長

- 1 経済の回復に向けて、経済対策をすることは重要なことだと考えている。地方創生臨時交付金の用途について、国は、雇用の維持、事業継続、経済活動の回復という大きな四つの柱を掲げている。感染拡大の防止に取り組みつつ、社会経済活動と両立していくことが重要であることから、社会経済活動の回復についてもしっかりと取り組んでいきたい。
- 2 これまでも必要な投資は行い、かつ公共事業の予算は計上してきたと認識している。令和3年度においても国の動向を踏まえつつ、県として今後必要となる投資についてはしっかりと予算措置して対応していきたい。

人権推進課長

- 3 基本的には法務局が人権に関する窓口として対応しているが、当課にも相談はある。新型コロナウイルスに関して外国人に対する差別的な貼り紙をしたという情報が当課と地元市にあった。この案件については、地元市が店舗に対し偏見や差別を助長する可能性があるとして説明し、店舗の理解を得て貼り紙は撤去された。その際、店長が自分の感染やお客様の感染に過敏になりそのような表現になってしまったと話していた。そういう視点から言うと新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、差別した人が差別される可能性もある。人権尊重の観点から相手の立場に立ったらどうするのか、心に訴える啓発を行いたい。

萩原委員

国が受けている相談内容を県に生かすためにどのような取組を行っているのか。情報を取って啓発をすべきでないか。東京に近いとか、外国人も県南部は多いとか、埼玉県的地域性による事案を捉えるために、私は相談業務を行うべきだと思うが、いかがか。

人権推進課長

法務局では人権侵害の疑いがある相談については、人権侵犯事件調査処理規程に基づく調査権限がある。このため、通常は法務局に相談をつないでいる。法務局でどのような情報を把握しているかは、年数回、法務局も出席する会議があるので情報収集をしていきたい。

並木委員

- 1 この十数年間、職員数が1,200から1,300人削減され、そのしわ寄せが今きていると考える。人員が少なければ、時間外勤務にも跳ね返るが、時間外勤務の状況は昨年度と比較してどのようになっているのか。また、最も時間外が多かった人は月何時間だったのか。
- 2 インフルエンザの同時流行に備えて感染症対策課の人数を増やすことも考えられる。会計年度任用職員を45人募集したが、全ては採用していないと思う。不足部分は補充するのか。
- 3 情報発信の関係で、先日、友人は相撲を見に行き、相撲の半券を2週間程度持っておくように助言された。もし、陽性者が出た場合、自分がどこの席に座っていたのか分かるし、クラスターの防止にも役立つからである。昨日の本部会議の資料でもアルディージャなどの取組が報告されたが、チケットを残しておく場所が分かり、クラスター対策になると考えるがいかがか。

参事兼人事課長

- 1 通常業務に加えてコロナ対策に対応するため、時間外は増加している。昨年度と7月末までの状況を比較して、保健医療部だけでなく、県庁全体としても1割以上増えている状況である。最も時間外勤務が多かった職員については、残念ながら4月は特に時間外勤務が多く、200時間を超える時間外勤務を行った職員がいた。

保健医療政策課長

- 2 会計年度任用職員の不足部分については、引き続き募集をかけていきたい。増員した会計年度任用職員は、国の2次補正で付いた医療機関等への補助金の支給事務を担って

もらうために募集をかけているものである。委員お話しのように、これからインフルエンザ等の発生が懸念されており、改めて業務が繁忙になることも心配している。保健医療部としては今も部内全体で応援体制を組みながら感染症対策課の業務を行っているが、業務状況に応じて更なる応援体制の強化等についても関係部局と相談して適切に対応していきたい。

危機管理課長

- 3 イベントの際の位置情報の収集という御質問を頂いた。イベントは多くの人が集まるので、仮にクラスターが発生すると大きな影響があり、その対応は重要であると認識している。昨日、本部会議でイベントの取扱いは、9月1日以降、参加人数の上限を5,000人、収容率を50%として、あくまで主催者が対応できる人数の範囲内で段階的に対応し、改善点は検証して今後に反映していくようお願いしている。それに加えて、大規模イベントとプロスポーツでは接触確認アプリを必ず導入してもらうということをお願いしている。もちろんスマートフォンを持っていない方などは、チケットの半券を持ってもらったり、また、プロスポーツではチケット購入の際に住所、氏名などがチケット情報に紐づけられている。いずれにしてもしっかりした情報管理をお願いしている。

並木委員

実情に合うよう職員の人数を増やすべきと考える。今後、インフルエンザ対応もあるが、会計年度任用職員は、どれくらい募集するのか。

感染症対策課長

会計年度任用職員は国の2次補正による補助金審査事務を行う職員である。定数は45人である。2人は既に雇用しているところだが、新規で37人採用し、合計39人である。よって6人不足しており、今後補充していく。

千葉委員

- 1 自民党会派では、早い段階から再要請発令や状況の全体像を把握するモニタリングの指数として、10万人当たり1週間の新規感染者数及び実効再生産数を計算している。実効再生産数の数値は8月10日から8月21日までは1以下であったが、この3日間、8月22日1.05、8月23日1.0、8月24日1.0と1付近を推移しており、埼玉県としては感染が収束に向かうか、拡大に向かうかの瀬戸際である。重症者数も増えてきている。昨日開催された対策本部会議においても様々な要請が提示されているが、ここで改めて、対策不十分の店舗への出入り、手洗いやマスク、ソーシャルディスタンスなどの徹底を、報道部局と連携して県民へ分かりやすく呼び掛ける必要があると考えられるがいかがか。
- 2 先ほども言ったが、当会派では感染の拡大、収束のモニタリング指標としてオープンデータを利用した実効再生産数を計算している。県では、現在の状況を把握する指標として、どのようなデータを使用し、判断しているのか。

危機管理課長

- 1 現在の厳しい状況の中で、県民に感染拡大防止をしっかりと訴えるべきではないかという質問だと思うが、知事をトップとして、県民に対してマスク着用や3密を避けるなど

基本的な感染防止対策を繰り返し呼び掛けることが重要である。昨日も本部会議後、県民の方々に、体調の悪い方の外出自粛、感染防止対策が十分でない施設は利用を回避する、接触確認アプリの活用など、事業者の方には事業継続のためにも感染拡大防止の措置を行っていただくことなどを呼び掛けたところである。引き続き、状況に応じて働き掛けていきたい。

- 2 使用しているデータは、国の分科会から提示されたもの、例えば、医療提供体制ということで、重症者用ベッド数、10万人当たり全療養者数、PCR陽性率、孤発例などを総合的に勘案して判断している。先日の専門家会議では、現状はステージ2ということで認識し対応している。

千葉委員

- 1 専門家会議や対策本部の内容に興味のある県民は、ホームページを進んで見る。感染拡大か収束かの瀬戸際なので、基本的な感染対策でもよいので県民全体に対してもっと分かりやすく呼び掛ける必要があると思うが、どうか。
- 2 また、実効再生産数は、新型コロナウイルス感染症が、今どういう状況であるかを把握し、やるべき対策を明確に判断できる。参考にしてほしい。(要望)

危機管理課長

- 1 分かりやすい呼び掛けは大切である。関心を持っていただけない方、例えば、若い方に対しては、県のホームページで本県のゆかりのある著名人に感染防止対策の重要性を訴えてもらう動画をアップするなどしている。今後も県民生活部と連携して様々なメディアを通して働き掛けていきたい。

木下委員

実効再生産数は、指標として活用していないのか。

危機管理課長

実効再生産数は、専門家会議に提示した資料の中では取り扱っていない。ただ、もちろん実効再生産数は、国が計算して分科会等で提示されているので、その情報を参考に専門家会議で御意見を頂いている状況である。

木下委員

実効再生産数の日々の管理はしていないということか。

危機管理課長

日々の実効再生産数は、把握していない。

辻委員

- 1 情報発信の件で手話通訳について伺う。知事の会見に5月1日から手話通訳が付くようになった。コロナの関係で、やはり情報保障ということで、これは必要だろうということになったわけである。しかし、コロナの問題は1月から始まっており、5月1日からというのは、非常に遅かったということで、本会議などでもほかの議員等から指摘もあったかと思う。やはり埼玉県の手話言語条例であるとか、障害者差別解消法の観点から、合理的配慮というのは、できればやりましょうということではなくて、基本的やらな

ければいけないと考える。やらないということは、それ相応の不可避的な理由がなければ駄目なわけで、やはりこれは少し遅かったのではないかと思っている。こういったことに対する、例えば聴覚障害者当事者団体へのお詫びといったものはどのようにしているのか。

- 2 日本人は感染防止対策を生真面目に行っている反面、感染した人に対し感染防止対策を怠っていたのではないかと捉えてしまう側面もある。新型コロナウイルスはかかってしまうことによる職場・地域・社会でのバッシングが怖い病気になっている。県はもっと踏み込んで啓発等を行うべきである。新潟県の見附市では「安心して感染したい」というタイトルの漫画をフェイスブックに掲載している。感染しても村八分にされず治療に専念できる温かい地域でありたいというメッセージである。人権侵害は看過できない被害であり、県として今より踏み込んだ啓発が必要だと思いがいかがか。
- 3 情報発信について、県民にとって大事なのは日々の陽性者数が何人出たという情報だけではなくて、入院できるベッド数がどれだけ埋まっているのか、重症化した人はどのくらいなのかということである。また、先ほど実効再生産数という指摘もあったが、陽性者は出ているが収束している中で数なのか、これから増えていく中でどの数なのかという傾向を知りたい。県民が正しく状況を理解するためには、病床占有率、重症化率など、よりきめ細かい情報を公表する必要があると考えるがどうか。

広聴広報課長

- 1 コロナの感染が生じて以降、手話通訳については対応ができていなかった。3月に入り県の聴覚障害者協会の方から、手話通訳の導入についての要望があった。この間、手話通訳の導入の手法について、例えば、ワイプ画面に手話通訳の方が映るような小窓のような形で導入するのがいいのか、あるいは、別なやり方があるのかどうか検討を重ねてきた。導入するにも緊急避難、あるいは一時的な臨時の対応ということではなく、しっかりと手話通訳について、恒常的な制度として確立したいという主旨から、4月末の臨時議会において予算化をお願いし、承認いただいたところである。そして、5月以降については、定例、臨時の会見を合わせて、手話通訳者に出ていただく対応をしている。
5月以前に対応がとれなかった点について、聴覚障害者の方々に、大変、御不便、御心配をお掛けしたということで重く受け止めている。5月に入り、県聴覚障害者協会の代表理事の方に対して、知事から御迷惑をお掛けした旨、また、今後についてはしっかりと情報をお届けします、ということを書き添えて回答をさせていただいた。

人権推進課長

- 2 4月以降啓発を行っているが、新型コロナウイルスに関する偏見や差別が医療機関に行くことをちゅうちょさせ、更に感染が拡大するという負のスパイラルがある。このようなことがないように県ホームページ等で周知しており、粘り強く啓発を続けていきたい。自分も差別されるかもしれないという心に訴えるようなメッセージを発しながら、10月以降の「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」の中で、ポスターやリーフレットの作成、新聞広告、ラジオ広告等を活用して多くの県民に意識を共有していただけるよう啓発していきたい。

感染症対策課長

- 3 ホームページを通じて、毎日、感染確認状況を発表しており、重症の方、病床占有率の情報を載せている。見やすさについては、引き続き検討し、良いものにしていきたい。

辻委員

- 1 手話通訳の関係だが、ワイプ等を使用するかどうか、手法をいろいろ検討していたとか、議会の議決を経てきちんと予算化をした上で取り組みたいとか、そういったことがあったので、開始がここまで遅れたという説明だったと思うが、それらの理由というのは間違った理由ではないと思う。しかし、そのことと、検討する間に情報を享受できない不利益とをはかりに掛けた場合に、どちらを優先すべきであったのかを考える必要があると考える。やはり、その情報が受けられない状態が続くということは非常に不利益であり、差別状態であると思う。より良い形を追求すること、きちんと正式に予算化して議決をすることは非常に大事だが、そのことと差別状態が続くということを、どちらを先に解消すべきか、という視点に立つべきだったと考えるが、どうか。
- 2 心に訴え掛ける啓発が必要である。感染拡大防止と同時に感染した人を差別しないといった発信を知事自らしてはどうか。
- 3 病床占有率や重症化率等の数字は、日々更新され公表されているということによいか。

広聴広報課長

- 1 先ほど申し上げたが、情報をお届けできなかった点については大変重く受け止めている。その上で、実際に5月まで対応できなかった点については、会見のテキストをホームページに掲載することを当面の措置として行った。この点については、聴覚障害者協会の方に、適宜、途中経過の形で対応をとらせてほしい旨、話をしてきたところである。情報をしっかりと誰一人隔てることなく届けるという点については、今後ともしっかりと対応していきたいと考えている。

人権推進課長

- 2 6月、8月に知事から差別をしないように記者会見等で発信した。心に訴えるようなメッセージを、知事自ら発信することも含め検討していく。

感染症対策課長

- 3 日々更新し、公表している。

深谷委員

接触確認アプリは7月10日から始まり、1か月以上経っている。アプリ導入を促進し、ホームページにも掲載されてはいるが、なかなか県民に周知されていない。また、アプリは入れたが、QRコードをかざしたくないというような理由もあるかと思う。そこで、アプリ登録数、実際にQRコードをかざして利用した人の数、協力いただいた事業者・店舗数はいくつか。また、このアプリの目的は、濃厚接触の可能性のある方が保健所へ相談を促すメッセージを受け取ることであるが、実際に通知のあった数、そこからPCRに至った数はいくつか。

感染症対策課長

LINEコロナ接触システムの利用状況であるが、本日8時30分現在で、事業者向けQRコード発行数5,601、県民による読み取り数21,884人、延べ40,369人である。通知に至った例は今までにはない。

深谷委員

ゼロということは、システムの登録が十分に進んでいないのではないか。本システムは、クラスター対策やオーバーシュート対策をするに当たり重要であると考えている。登録者数や通知がゼロというのは、効果としてどうなのか。現状の数値をどう捉えているのか。また、登録者が一定数いた上で、感染者がいたという情報をいち早く提供することにより感染拡大を防止することがこのシステムの一番の役割であり、その効果を狙っている。実効性が大事である。いち早く情報を提供しPCR検査に結び付けるという、そもそもの体制がしっかり構築できているのか。

感染症対策課長

県民にお知らせするような事態には、まだ至ったことはないということである。県としては、安心宣言を行っていただいた事業所を中心にPRをしてQRコードの発行事業者を増やしていきたい。また、体制については、保健所と連携して速やかに情報発信をしていける体制を整えていきたい。

深谷委員

登録をどう増やすかということが問題である。登録を義務化している自治体もあるが、事業者、県民がアプリ導入について、陽性等の情報が入る以外にもメリットが感じられることが必要ではないか。大阪府では1回かざすと1マイルたまり10マイルくらいになると吉本興業のライブチケットの応募の条件が与えられるなどの取組を行っている。こうした事例も参考に、本県においてもしっかり構築すべきと考えるがどうか。

感染症対策課長

現在も、システムを広げていくために部局を超えた検討を行っている。事業所や市町村を通じて広報・啓発用チラシ、ポスターなどを考えている。また、御指摘も含めて、活用のための方策について検討していく。

感染症対策課長

先ほど並木委員の質問で、補助金の会計年度任用職員の答弁の中で、定数45人、欠員6人と申し上げたが、定数47人、欠員8人の誤りである。お詫びして訂正する。

荒木委員

- 1 資料1-2の拡大期から縮小期における県の外出自粛要請について伺う。埼玉県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画は平成26年1月に国の方針の基に作成され、緊急事態宣言下に適用されるものと理解している。行動計画は、「インフルエンザ等」となっており、それ以外のものも包含することは分かるが、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと異なるところは高齢者の重症化率、致死率、決定的なものとして特效薬、ワクチンがないということである。拡大期から縮小期において、この行動計画に照らし外出自粛要請は適切に行われていたか。
- 2 5月22日に外出自粛を再検討する目安として、新規感染者数週100人以上と定めているが、この半月を見ると、週300人から400人で高止まりし、感染経路不明者が約40%の状況である。感染経路を追えているという認識があるかもしれないが、高齢の方の東京への移動自粛や夜の街での飲食を控えることなどの現在の外出自粛要請でよいのか。

- 3 財政運営について伺う。新型コロナウイルス感染症対策に要する財源が、この5か月で412億円で、今後の残りが320億円である。あと半年以上あるが現段階で明らかに不足していると考えが認識を伺う。
- 4 財政状況の悪化が懸念される中、未来への投資、経済への波及効果のためにも公共事業を行っていくべきだが、公共事業における選択と集中の考え方を伺う。

危機管理課長

- 1 緊急事態宣言下において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき外出自粛要請を行うことが、行動計画に定められている。本県では、3月から4月にかけての拡大期において、3月26日に週末の不要不急の外出自粛をお願いしたところであり、緊急事態宣言発令前であったが、行動計画よりも一歩先んじて対策を講じた。4月7日の緊急事態宣言発令後は、特別措置法第42条第1項に基づく外出自粛要請を計画に沿って行った。外出自粛要請については、行動計画を踏まえつつ、感染状況に即した対応とさせていただいたところである。
- 2 緊急事態宣言下においては、一律の外出自粛要請を行った。これは、接触機会の8割の削減を目的に行ったものであり、感染拡大防止の観点では一定の効果があったと思うが、県民生活や経済活動には大きな影響を与えたと認識している。現在は、専門家会議の意見を踏まえ、感染リスクの高い高齢者に東京への外出自粛を要請することや、感染症対策が十分にとられていない店の利用の回避をお願いするなど、対象を絞った対策をとっている。今後も、社会経済と感染拡大防止との両立を図りながら、対応していきたいと考えている。

財政課長

- 3 今後の感染拡大や経済状況は予見し難い部分があるため、財源が十分であるかを現段階で判断するのは難しい。しかし、医療現場の対応に要する経費については、今後活用できる財源として確保している320億円とは別に、緊急包括支援交付金として国から措置されることとなっていることから、県単独事業の実施に必要な財源は一定程度確保できているものと考えている。
- 4 税収減が想定される中で歳入を確保していくことは、公共事業もそれ以外の事業の実施においても必要であると認識している。公共事業については、国庫補助金の更なる活用や地方財政措置のある有利な県債の活用などにより、今後の県の発展に必要な事業については着実に実施していきたい。

荒木委員

- 1 3月26日から行動計画に基づいて外出自粛要請を行ったということだが、法的な整合性はどうなっているのか。
- 2 外出自粛要請の今後の考え方・在り方について、感染経路の不明者がこれまでと変わらず40%で、ここ2週間で新規感染者が従前より3、4倍に増えている中で、今までの対策を強化するだけでは不十分ではないか。

危機管理課長

- 1 本来、特措法第45条第1項に基づく外出自粛要請を行うことが基本である。一方、特措法第24条第9項に基づく要請については、緊急事態宣言を行った後、又は緊急事態宣言を行う際に併せて要請を行うことができると示されている。3月26日の外出自

肅要請は任意の法に基づかない要請であり、元々の行動計画とは差異はあるが、感染動向を踏まえ、早め早めに手を打ったところである。

- 2 感染経路の不明者が一定程度発生しているが、極端に高い状況ではないと考えている。1週間の感染状況の累計を見ると、一番陽性者が多かった8月8日時点では1日で84人、週435人だが、8月24日では1日で30人、週336人と減少傾向にある。これからも感染動向を注視していく必要はあるが、現在の動向は以上のとおりである。

細田委員

- 1 国が定めている一類感染症の公表基準では、患者の居住市町村は公表しないことになっている。一方、埼玉県では患者の居住市町村を公表しているが、どのように検討して公表することになったのか。また、国で偏見・差別・プライバシーに関するワーキンググループが立ち上がり、情報の公表についての議論がされるとのことだが、そこである程度の方向性が出れば、県としても改める考えはあるか。
- 2 県が公表しているオープンデータが、厚労省のものと比べ項目数など少ないと思える。どのような検討でこれらの項目としたのか。活用されないようなオープンデータでは意味がないと考えるがいかがか。
- 3 前回の総括の中でもホームページの質問をし、改善されたことは非常に評価したい。また、ユーチューブサイトのチャンネル名がアルファベット表記で分かりづらかったが、日本語表記になったのも感謝を申し上げたい。しかし、実効再生産数など重要な指標を選択し、何を県民に伝えたいかというところをしっかりと議論、特出しをして、特設サイトのトップページではなく、県のトップページの一番上の総合サイトバナーを活用すべきである。ここが一番、確実に閲覧されるバナーであり、そこを活用しない手はないと思っている。例えば、よく閲覧されている市町村ごとの感染状況のページがあるが、そのページの情報をバナーにも反映させるなど必要な情報を選択して発信していくことが、まだ弱いと考えている。日頃の更新の範囲でできるのであれば、そういった考えを反映させた更新に努めてもらいたいと思うがいかがか。

感染症対策課長

- 1 新型コロナに関しては、国の一類感染症の公表基準を参考に患者情報を公表しているが、居住市町村については埼玉県の判断で公表している。当初は、居住地を埼玉県として公表していたが、県民から不安の声が寄せられたことや、他県の公表状況を踏まえ、個人が特定されない範囲において居住地を公表することとした。
- 2 埼玉県オープンデータポータルサイトにおいて、県のホームページ情報の一部、例えば、判明日、年代、性別、居住地などをホームページから抜き出して、CSVで提供しているのが現状である。

広聴広報課長

- 3 トップページで市町村の発生ページの情報を掲げるなどの御提案を頂いた。これらの御提案については、私ども再度、できる範囲で、しっかりと検討させてもらいたい。

細田委員

次の更新に期待をしたい。また、前回の審査の中で、DXの対応も、ホームページのリニューアルとしっかりとリンクをさせてもらいたいと申し上げたが、そのときは担当課が違うということもあったので、改めて伺いたい。広聴広報課のホームページの部分と電子

申請の部分が、担当課が異なるからか、デザインの整合性が若干違う。やはりそこはしっかりと横で連携して、次のリニューアルの際には、電子申請サイトと、本体のページをもう少しうまくリンクできるようなことを期待したいが、いかがか。

広聴広報課長

ホームページのリニューアルの考え方について、前回の審査で、現行のシステムが5年経過し、リニューアル更新を進めていると答弁をしたシステムを構成しているサーバー等の機器、あるいは、使っているコンテンツマネジメントシステムという、ソフトウェア、こうしたものの更新作業をしている。加えて、先ほど指摘があったトップページの、例えばバナーの見せ方、工夫、検索機能の充実、あるいは一番これが大切だが、情報分類をいかに整理し見せていくか、といったことなどを検討課題として、リニューアルに向けてやっている。その点については、実際にシステムを構築している関係課と連携し擦り合わせをしっかりと、進めていきたいと思っている。

改革推進課長

委員御指摘のとおり、ホームページのシステムと電子申請のシステムは全く別のものだが、利用者はホームページからリンクすることになるため、広聴広報課長の答弁にもあったように、上手く連携して分かりやすいシステムにしていきたい。

金野委員

- 1 コロナの影響による税収減をどのくらい見込んでいるのか。
- 2 自宅療養者の情報について、8月24日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、国の方針として「解除までの期間、自宅軽症者等に対し、外出せずに自宅療養に専念してもらうため、食事の配達を確実に行うことが必要となる」と示されているが、これを受けた県の方針があるか。
- 3 先ほどの岡田委員への答弁で個人情報の提供について、市町村から相談を受けているとのことであったが、実際に提供した事実はあるか。
- 4 今後、新型コロナウイルスの対策が長期化する中で、県と市町村が役割分担することは大切だと考えている。特に家庭内で感染する例が増えている中で、県だけでなく市町村と連携する必要があるが、市が情報を希望した場合に県が提供するのではなく、県として積極的に提供する考えがあるか。
- 5 ホームページなどの情報発信が、ほかの自治体と比べ分かりにくい。現在の感染状況が分かるキャッチコピーやコバトンを使った感染拡大防止のロゴマークなど、一目で見える分かるような、視認性が高いものにできないか。
- 6 LINEアプリについて、厚労省のアプリなどもある中、県の公式なアプリとして、今後も継続していく考えか。

参事兼税務課長

- 1 先ほども答弁したとおり、7月31日現在、令和2年度の現年課税分の調定額ベースで前年同月比98.9%、マイナス1.1%という状況である。コロナの税収への影響は、個人県民税については前年の所得に対して課税されるため、令和2年度には出てこない。法人二税や地方消費税については、各法人の決算期によって、徐々に影響が出てくる。このように税目によってもまちまちであるため、はっきりお答えすることができない状況である。

保健医療政策課長

- 2 自宅療養者への食事提供について、先般、国が自宅療養者の基準を明確にしたことと併せ、自宅で外出しないで安心して療養していただけるよう食事の提供を確実に行う必要があると示された。これについては現在、どのような形で配るのがよいか、内部で検討している状況である。また、市町村への情報提供だが、食事の配達を誰が担うのかを併せて検討しており、仮に市町村にお願いすることになれば市町村に情報提供することが必要だと思っている。役割分担については現在、検討を進めているところである。
- 3 実際に相談を受けて提供したことはない。
- 4 感染者に係る情報はセンシティブであり、差別にもつながりかねないため、感染者によっては情報を全く外に出してほしくないとの強い希望を持つ方もいる。感染者の方のプライバシーを守りつつ、市町村で感染者対策を行うために必要であれば個人情報を提供することも可能である旨の通知があるので、県から積極的にというのではなく、市町村で感染者対策をどのように行うのか、きちんと情報の管理ができるということも含めて協議を頂いた上で情報の提供をしっかりとしていきたい。

感染症対策課長

- 5 より新しい情報を提供できるよう、夕方の時間まで待つて公表しているが、より県民の皆様に分かりやすくなるよう努めていきたい。
- 6 公式アプリにすることは特に決まっていらないが、まずは事業者の方や県民の皆様に活用いただくことを進めていきたい。

金野委員

キャッチコピーやコバトンを使ったロゴマークなど、視認性の高いものにして周知していく考えはあるか。

感染症対策課長

頂いた意見を踏まえ検討していきたい。

水村委員

- 1 ホテルへの応援職員について、アンケートを取っているとのことだが、希望をしない人も業務命令で行くことがあるのか。応援に行ってもよいという職員でも、宿泊療養への応援であれば感染リスクが上がるし、相談対応であればストレスがかかる。具体的にどのような形で応援させているか。
- 2 組織体制について伺う。緊急事態宣言下の休業補償が当初、中小企業・個人事業主に限ったものとなり、後日、NPOに対して別途額の異なる協力金の制度が設置された。一般社団法人やワーカーズ・コレクティブなど、法人格によって支援を受けられないところが出た。これは、本県が東京都の動きを見ながら、休業要請に応じたところに何かしなければと思い、数においては圧倒的に多い営利企業を思い浮かべて、産業労働部で対策を練ることにしたため、他の法人格への支援が抜け落ちてしまったのではないかと思う。法人格の種類にかかわらず、そこで働いている方、その組織が果たしている役割を考えれば、大きな問題だと思う。その後指摘を受けて、NPOについては県民生活部が対応したが、一般社団法人となると特に担当部局が決まっているものではないため、漏れたものとするが、この理由は何か。

3 情報発信について、県、政令市、中核市設置の保健所があるが、それぞれの自主性は認められるべきものの、コロナ対応については全県的な取組が必要である。しかし、広報される時間帯やホームページ上のデータの種類がばらばらで、感染経路不明者数など県のページのリンクから市のサイトへ行ってもその内訳が確認できないものもある。公表データについて、規格を揃えるべきと考えるがいかがか。

参事兼人事課長

1 アンケートは4月中旬に2度ほど実施した。当初は希望した人を中心に応援に行っていた。その後かなり応援規模が拡大し、結果として、希望しなかった人も本人承諾の上で行ってもらっている。

共助社会づくり課長

2 産業労働部で行った支援金にNPOが含まれていなかったという中で、県民生活部では、NPO法人に対して、既存の「NPO活動サポート事業」に緊急応援枠を設け、限られた時間、予算の中で緊急の助成事業を創設した。一般社団法人については、NPO法人と同様非営利の活動を行っているが、今回は、NPO基金を活用したNPO活動サポート事業という既存の枠の中に入れたため、対象を限らせていただいた。御理解を賜りたい。

感染症対策課長

3 速やかに情報提供してもらえるよう政令市、中核市の保健所をお願いしている。県は前日件数のみを公表したものと当日判明した分を合わせて、その日のうちに発表している。数字としては政令市・中核市の分も合わせて発表している。作業としては、それぞれの市の体制があるので、御理解いただきたい。改善できるところはお願いしていきたい。

水村委員

1 応援への尽力に感謝する。応援職員は献身的な職員であり、適切に評価する必要があるが、人事評価にどう反映するのか。

2 休業の協力金について答弁があったが、どうして抜け落ちたのか。全庁対応というが、体制に問題があったと考えている。県民が困っていること全体を視野に入れた上で、各部で連携してどのような組織体制で決めたのか。どうして営利企業だけにしようと決めてしまったのかなど、その理由について伺いたい。

参事兼人事課長

1 応援職員は献身的かつモチベーション高く業務に従事しており、我々も高く評価している。一方で、家庭内に高齢者がいるなどの事情により希望していない職員もいることから、人事の評価に当たっては日頃の仕事も含めて適切に評価していく。

危機管理課長

2 資料にもあるとおり、全庁対応ということで、協力して取り組むこととしている。その中でも、協力金については、経済対策部が中心となり、中小企業対策、金融対策の視点で検討してきた。結果として、タイトなスケジュールの中で検討することになった。支援の必要性があったのかどうかは、私どもからは答えにくいですが、どのような検討がさ

れたのが課題としてあったと考えている。今後も、様々な対応の検証の中で考えていく課題であると認識している。

平松委員

- 1 テレワークについて、4月13日の「緊急事態宣言を踏まえた職員の接触機会の更なる削減について」の通知において、出勤者を職員数の3割程度とすることを目標としているが、まだ感染は拡大している状況である。県職員の感染リスクを下げるため、テレワークの取組は重要だと思うが、過去と比較してテレワークの現状はどうなっているのか。
- 2 タイムリーに情報を伝えられるものとして、ホームページが非常に重要な役割を果たしている。ホームページの担当課としては広聴広報課が担っている。また、タイムリーな情報を発信する中で、CMSを活用して各担当課が情報発信している。現状の広聴広報課と各担当課の連携の状況についてはどうか。

参事兼人事課長

- 1 委員御指摘のとおり、4月13日に通知を発出し、特に5月は1日当たり約980人の職員がテレワークをしていた。その後、緊急事態宣言が解除され、特にコロナの応援業務なども一所懸命やっていることもあり、7月は1日当たり約350人であり、テレワークの利用そのものは少し下がっている状況である。

広聴広報課長

- 2 このCMSの最大の特徴としては、誰が使っても、均一の状況で情報を発信できることといった利点がある。各課では、これを利用して、それぞれの情報をまず発信する。そして、特に今回のコロナ禍においては、様々な情報がある中で、トップページを通じて、いかに情報を整理、分類して、伝えるかが大事なことであり、これを広聴広報課で担っている。こうした中で、各課が発信している情報やその方法等について、各課と情報交換、意見交換をしながら発信している。

平松委員

- 1 通知に7割減と書いてあるが、具体的にどの業務についてテレワークをするのか分かりづらかった。どういった業務がテレワークに適しているか、どういう工夫をすればテレワークができるのか、業務の切り出しをすべきである。職員の感染リスクの低減につながり、民間企業に対してもテレワークを推進していることから、まず「隼より始めよ」で、業務の切り出しをして、テレワークを実効性のあるように前に進めてもらいたいと思うが、どうか。
- 2 新型コロナウイルス感染症総合サイトで相談窓口を見ると、情報としては「県民サポートセンターに相談してください」ということで電話番号が大きく書いてある。一方で、ピークの時には、サポートセンターに電話が繋がらない状況であった。ホームページで情報が提供されていれば、恐らくかなりの割合で、電話を掛けなくてもどう対応をすればよいか分かる部分もあったのではないかと考える。例えば、事業者向けでも、先日の新座市商工会のアンケートでは、現在事業者の方が困っていること、心配されていることが一覧になっており、一番多かったものが「会社内に感染者が出た場合はどういった対応したらいいのか」ということであった。そうした情報は、他県のホームページには載せてある。この件については、産業労働部で、紙ベースの資料を商工会議

所に配布をしたという話だが、そういった形でホームページをもっと工夫し、担当課とうまく連携することで、より有用な情報の設定、結果的には県民の方々の不安が減り、サポートセンター等の電話の集中を減らすことができると思う。もっとホームページを活用できる余地があると考えている。細田委員からも質問があったが、必要な情報になかなかどり着かない現状があり、迷子になってしまう。例えば事業者向けの「ピンチヒッター」というサイトがある。このサイトは、企業の方が必要な支援を探したいというときに、地域を選択し、その次に自分の業種を選択して、次に悩み事を選択すると、事業者にぴったりフィットした形での様々な公共団体の支援策が一覧で出てくる。各担当課と連携する中でこういった工夫もできると思う。担当課がタイムリーに情報を発信することは重要だが、広聴広報課がこういった情報を発信すべきなのかをしっかりとリサーチし、更に能動的に担当課と連携して、県民の方々の不安を減らせるような、そういった情報発信をすべきと考えるがいかがか。

参事兼人事課長

- 1 職員の感染リスクの低減、通勤負担の軽減など、職員の働き方の見直しという観点からも、大枠ではテレワークを進めていくべきだと思っている。一方で県政運営に支障が出ないように、県民の理解を頂きながら一步一步進めていかなければならないと思っている。総務部が各所属や職員に対しテレワークについてアンケートを実施したところ、テレワークに向いている仕事、向いてない仕事があるということが職員の声からも明らかになっている。それを踏まえ、各職場にテレワークできる仕事を切り分け、推進につなげるよう通知しているところである。こうした取組を行うことでテレワークの推進に努めていきたい。

広聴広報課長

- 2 これまでいろいろな情報が蓄積されてきている中で、例えばQ & Aなどの活用策を検討しなくてはいけないと考えている。ただ今、県民向け、あるいは事業者向け、いろいろお話を頂いた。ここで我々がしっかりと考えなくてはいけないのは、それぞれの方がいろいろ不安に思っている、こういったことをいかに解消していく、そういう手立ての情報を発信していくことが、改めて重要だと認識している。これについて、関係課とどのように連携していけば、効率的なのか改めて考えていきたい。そして、「ピンチヒッター支援サイト」の活用については少し時間を頂き研究していきたいが、お話があった中で、いわゆる県民目線、事業者目線にしっかりと立って、情報を発信していく重要性を改めて認識したところであり、今後に生かしていきたいと考えている。

中屋敷委員

- 1 財源確保を図るため、知事を通じて何度も国に要望を行っているが、重要なのは、それによってどのような成果があったのかということである。どのくらい国への要望を行い、どのような成果が得られたのか。
- 2 「コロナ寄附金3億円」とあるが、工夫をすればもっと集まるのではないかと考える。寄附金を集める工夫について伺う。
- 3 対策本部に4つの総局を設けた意義をどう考えているか。また、4つの総局の中心は危機管理防災部のようなのだが、我々は感染症対策であるから保健医療部に聞くことが圧倒的に多い。資料の図を見ても、中心的役割をすところどころがどこなのか見えてこない。中心的役割を担う部、司令塔はどこか明確にしてもらいたい。さらに、風水害や地震の図

上訓練は実施しているが、感染症の訓練は実施していないと認識している。平時における準備や展開から有事で実際に機能し安心につながるという流れが重要であるが、第1波の経験を踏まえどのように考え、今後の対策をどのように行っていくのか。

財政課長

- 1 国への緊急要望は、西村経済再生担当大臣や加藤厚生労働大臣などに対し、2月中旬から7月下旬にかけて計11回行っている。その中で財政支援については、3月16日に自治体が柔軟に活用できる補助制度の創設を要望した結果、国の第1次補正予算において、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金が創設されたという成果があったところである。その後も交付金に関する要望を数回行った。臨時交付金では増額や算定方法の見直し、包括支援交付金では増額や用途の拡充などの要望を行ってきた。その結果、臨時交付金の総額は国の第1次補正予算の1兆円から第2次補正予算で3兆円に増額され、包括支援交付金の総額についても第2次補正予算で第1次補正予算の10倍超になるなどの成果があった。
- 2 より多くの寄附金を受け入れるためには、寄附手続の簡素化と積極的な広報が大事であると考えている。6月定例会において、寄附に関するホームページの掲載方法を見直した方がよいのではないかと御指摘を頂いたことを踏まえ、県の新型コロナウイルス感染症対策のトップページに移行し、その結果、寄附金が増加するなどの効果があったところである。寄附手続については、クレジット決済やコンビニ決済の導入などにより手続の簡素化を図ることによって、引き続き積極的な寄附の受入れを進めていく。

危機管理課長

- 3 総局の役割であるが、4月7日に緊急事態宣言が発令され、それに伴い総局を置いた。新型コロナウイルスがどのように感染が広まり、どのような対応ができるかよく分からない中で、大きくくりにして柔軟に対応していこうという意図をもって総局を置いたものである。コロナ対策の中で経済分野、中小企業対策等を行う必要が生じたので経済対策総局を設けた。この点にも大きな役割があった。

2点目として本部の司令塔については、今回のコロナ対応において、医療の分野に大きなウエイトがあった。医療総局、特に医療部が大きなウエイトを占めていると思っている。統括総局の統括部である危機管理防災部も対策本部の運営等を通じて各部局の連携を深めるなどの役割も担った。本部長である知事を中心に、医療部など様々な部が幅広く関係を深めて取り組んだ。例えば県民サービス総局の物資部では、本来業務と関係のない環境部と農林部が消毒液や防護服の調達を行った。全庁体制で連携を取りながら行っており、どこが中心的と答えにくい本部長の下、各部が連携したということである。

3点目として訓練の関係である。新型コロナの訓練については、国が中心となった訓練が行われていたが国の想定と具体的なコロナ対策では実態が違っていた。危機に適切に対応するには、事前の準備が必要だが、医療現場だけでなく、危機管理分野を含め、図上訓練など事前の準備にしっかり取り組んでいく必要がある。ただ、即時対応しなければいけない災害と長時間にわたる戦いとなる新型コロナ対応では、対応の仕方が異なるのでよく検討していきたい。

中屋敷委員

横の連携を強化していくために、誰かが横に串を刺さなくてはならない。対策本部の組

織は変わっているのなら、変わったときに明確に示す必要がある。全般的に医療総局との説明であったが、資料はそのような形にはなっていないが、どういうことか。

危機管理課長

医療体制の充実がコロナ対策の課題となっており、医療部の役割が非常に大きい。統括部から書いてあるが、統括部は対策本部の運営をしているためである。各部が連携するために分かりやすく示すとのお話も頂いたので、そうした点を考慮して検討していきたい。

中屋敷委員

医療総局の位置付けを組織図上、上に書くなどの工夫により、感染症対策であることが明確に伝わる。そのような工夫を、より対策を進めていくためにも、フレキシブルに行うべきではないか。

危機管理課長

コロナウイルス対応は、フェーズごとに実施すべき対応策が大きく変わってくる。それぞれのステージに応じた組織を作っていくべきとの御指摘を頂いたので、今後、そうした視点をもって検討していく。

中屋敷委員

検討する際、条例の変更も必要となるのか。

危機管理課長

対策本部は、条例設置であり、内部組織についてどういった定めがあるかよく検討して対応していきたい。

危機管理防災部長

総局は、この条例に基づいて、本部組織があって大きくくりにして弾力的に対応できるよう便宜的に置いたものである。基本的に新型インフルエンザ等対策本部条例に基づいて本部を設置している。危機や災害の場合には一つのセクションに事務がどうしても片寄る。それでは効果的にならないので、環境部、農林部に物資を割り当てるなど、なるべく事務を分担できるところは分担する対応をしている。弾力的な組織運営を目指すが、ベースは条例であり、これに基づき組織づくりをし、より効果的な運営をしていきたい。